

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分量	スポーツ施設の使用の許可の取消し等 堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場（陶器野球場・陶器テニスコート）、堺市美原多治井運動広場（多治井運動場・多治井テニスコート・多治井自由広場）、堺市美原みの池運動広場（みの池野球場・みの池テニスコート・みの池自由広場）、堺市美原さつき野運動広場（さつき野野球場・さつき野テニスコート・さつき野自由広場）、堺市みなと堺グリーンひろば（運動ひろば野球場・芝生ひろば運動場・憩いのひろば・硬式野球場）
根拠条例等・条項	堺市スポーツ施設条例 第5条
所 管 課	文化観光局 スポーツ 部 スポーツ施設課 (指定管理者)
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない （根拠条文） ○市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) スポーツ施設条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。 （処分基準） 根拠条文及び堺市スポーツ施設規則第5条に基づく ○市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。 (堺市スポーツ施設条例第3条第2項) (堺市立体育館条例第4条第2項) ○市長は、条例第3条第2項第1号及び第2号並びに堺市立体育館条例第4条第2項第1号及び第2号に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。 (1) 専らスポーツ又はレクリエーション活動以外の目的のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。 (堺市スポーツ施設規則第5条)

聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞 ・弁明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項 に規定する意見陳述のための手続を執ることができない とき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	